

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 9 月 1 5 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
市道	東 5 - 1 4 0 号線	新潟市東区牡丹山五丁目 581 番 4 地先から 新潟市東区牡丹山五丁目 460 番 1 地先まで	平成 2 1 年 9 月 1 5 日
市道	東 5 - 2 1 1 号線	新潟市東区牡丹山五丁目 444 番 11 地先から 新潟市東区上木戸四丁目 961 番 5 地先まで	
市道	河渡線 3 号	新潟市東区上木戸三丁目 941 番 2 地先から 新潟市東区はなみずき二丁目 202 番 1 地先まで	